

法律科目試験問題（商法） 配点 50 点

〔第1問〕 次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。（配点 30 点）

【事例】

1. 甲社は、公開会社ではない株式会社であり、その定款には取締役会を設置する旨の定めがない。また、株主総会の招集通知の発送期間及び議決権の代理行使についても、定款上に特段の定めをしていない。特別決議及び取締役の選解任についての株主総会決議に関する定足数については、これを総議決権の 3 分の 1 とする旨の定款の定めがある。なお、株式の全部について譲渡制限を付する旨の定めを除き、株式の権利内容に関する定款の定めはない。
2. 甲社の株主は、甲社の設立者である A（議決権比率 40%）、A の子 B・C・D（議決権比率はいずれも 20%）の 4 人である。また平成 27 年 6 月 20 日現在、甲社の取締役は A のみである。B・C・D はいずれも甲社に在籍し、A の業務を手伝っている。
3. 平成 27 年 6 月 20 日、A は交通事故により、右手および両足を骨折し、長期の入院を余儀なくされた。これにより甲社の業務が滞ることをおそれた A は、B・C・D のいずれかを一時的に取締役に選任し、A が退院するまでの間、A に代わって甲社を経営させることにした。そこで同年 6 月 22 日、A の配偶者 E に対してそのように指示した。その際、3 人のうち誰が取締役になるかについては B・C・D の話し合いの結果に従うよう指示し、念のために委任事項を白紙とした委任状を交付した。
4. E は同日夜、B・C に対して電話でこの件について翌日に会社の事務所で話し合いたい旨を連絡し、両名ともこれを承知した。D とは連絡が取れなかつたが、D は翌日出勤予定であったため、その場で話せばよいと考え、その日のうちに連絡しなかつた。
5. 同月 23 日、E は甲社事務所に赴き、B・C とともに D に面談し、取締役の選任について話し合いたいと述べた。D は驚いたが、話し合うことが必要であると認め、了承した。そこで 4 人で話し合った結果、B を取締役としてすることで全員の意見が一致した。
6. その直後、C から「A は長期入院が必要で、その間は仕事もできないというのであれば、いったん取締役をやめてもらつてもいいのではないか」と述べ、B と D がこれに同調した。E は「A に聞いてみないと分からぬ」と難色を示したが、C は「議決権の 6 割が賛成していることだし、法律上は解任が成立した。A にはいったんゆっくり療養してもらおう」と述べた。

【設問】

Bの取締役への選任、Aの取締役からの解任は有効か。判例に従って答えなさい。

〔第2問〕 次の設問①及び②に答えなさい。(配点 10点×2)

【設問】

- ①取締役会設置会社において、代表取締役が会社法上必要な手続を経ることなく重要な財産を譲渡する契約を締結した。当該取引の相手方は、必要な手続を経ていないことを理由として契約の無効を主張することができるか。判例によればどのような結論になるか、またその理由はなにか、答えなさい。
- ②当該代表取締役が行った取引行為が事業譲渡であり、譲渡する資産の帳簿価額が会社の総資産の3分の1に相当するものであった場合は、当該取引の相手方は、必要な手続を経ていないことを理由として契約の無効を主張することができるか。あなたが望ましいと考える結論を、理由を付して答えなさい。

以上